

## 「三重県地域経済応援支援金（10月分）の申請受付開始について」

三重県地域経済応援支援金とは、令和3年8月20日以降、三重県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置及び緊急事態措置が適用されたことにより、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請を受けて、県内の幅広い業種の事業者の経営状況は一段と厳しさをしました。この状況をふまえて、地域経済の衰退を防ぐためにも、厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続を支援するため支給する三重県独自の支援金です。

飲食店の時短要請協力金や三重県酒類販売事業者等支援金を受給している事業者は本制度の対象外となりますが、国が行っている月次支援金とは併給が可能です。

すでに、8月・9月分は申請受付が行われており、令和3年12月15日（水）までの受付期間となっております。

飲食店の時短営業や外出自粛の影響を受けた事業者の方は8月・9月・10月の売上高をご確認いただき、対象の場合は商工会までご相談ください。

### ●対象事業者

三重県リバウンド阻止重点期間による、飲食店への時短要請や消費者の外出控え等の影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

〈飲食関連事業者〉

飲食店、結婚式場、食品加工、卸売、農業、漁業、運転代行、カラオケリース、生花店 等

〈外出控え等の影響を受けた事業者〉

カラオケ喫茶、宿泊業、タクシー、土産物店、学習塾、ガソリンスタンド、キッチンカー、イベント業、スポーツジム、理美容、貨物運送、広告業 等

### ●主な支給要件

- (1) 令和3年9月30日以前に、各事業を営むうえで必要な許可等を取得し、事業を営んでいること
- (2) 令和3年10月において、営業を行っていること
- (3) 令和3年10月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上の減少があること

※ただし、三重県飲食店時短要請等協力金、三重県酒類販売事業者等支援金（10月分）との併給は不可

※50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」を併せて利用できます

### ●支給金額

支給対象月（令和3年10月）について、1事業者あたり、中小法人等は10万円、個人事業者等は5万円を上限に、前年又は前々年同月比の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した（※売上減少率が50%以上で国の月次支援金の給付を受けた場合）金額を支給

●申請受付期間

【8月・9月分】令和3年10月1日（金）から令和3年12月15日（水）まで

【10月分】令和3年11月5日（金）から令和4年1月14日（金）まで

●申請先およびお問い合わせ先

【申請先】 ※郵送のみ対応

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金事務局 宛

【お問い合わせ先】

三重県地域経済応援支援金事務局

TEL：059-224-2838 受付時間：平日の9時から17時 ※土日祝日、12月29日～1月3日を除く

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500316.htm>

- ・チラシ（10月分）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000984489.pdf>

- ・申請手続き書類ページ

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00028.htm#%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%89%8B%E7%B6%9A](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00028.htm#%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%89%8B%E7%B6%9A)